

令和6年確定申告

今年も確定申告の準備を始める時期となりました。生命保険料控除証明書等、確定申告に必要な資料が送られてきますので、保管をお願いします。また、今年不動産の売却や贈与があったなど特別な申告が必要な場合には担当者にお伝えください。

確定申告特別報酬の料金は以下のようにしております。

区分	項目	詳細	基準報酬	見積金額
基本料	基本報酬	2024年確定申告	10,000	0
所得税	給与	源泉徴収票・支払調書1~5枚まで	5,000	0
	給与	源泉徴収票・支払調書6枚以上	10,000	0
	ふるさと納税	個別集計あり	10,000	0
	医療費控除	10万円を超える場合	10,000	0
	不動産	賃貸物件5件まで	20,000	0
	不動産	賃貸物件5件超	40,000	0
	事業	収支計算書作成の場合	50,000	0
	事業	総勘定元帳作成の場合	100,000	0
	住宅取得控除	共有者分は1万円	50,000	0
	住宅売却3000万円控除	共有者分は1万円	50,000	0
	株式譲渡	特定口座あり	10,000	0
	株式譲渡	特定口座なし	30,000	0
	不動産譲渡	1物件当たり（※特殊要因別途加算あり）	100,000	0
消費税	簡易課税	通常収支分	10,000	0
	原則課税	通常収支分	20,000	0
	原則課税	設備投資還付申告（※別途加算あり）	50,000	0
贈与税	現金贈与	評価明細不要分	10,000	0
	不動産贈与	評価明細作成	30,000	0
	出資金贈与	出資金評価明細作成	50,000	0
	住宅取得資金贈与	住宅取得控除有の場合は3万円	50,000	0
	配偶者への住宅贈与	土地の評価がある場合は8万円	50,000	0
	相続時精算課税贈与	2年目以降の場合は2万円	50,000	0
		小計		0
		消費税		0
		お見積金額		0

年末調整電子化開始

従業員の年末調整について、今までは用紙を配布して記入をお願いしていましたが、今年からスマホやPCから簡単に登録できるシステムの利用を始めることになりました。これにより書類の配布・回収の手間が無くなり、源泉徴収票もデータで送信可能となります。

システム利用にあたっては従業員のメールアドレス登録が必要となりますので、メールリストの提出にご協力ください。

歯科会計®

令和 6 年最低賃金

令和 6 年度の最低賃金が 10 月より順次適用されます。過去最高の全国の加重平均額引き上げとなった令和 5 年度（43 円）を上回り、令和 6 年度は平均で 51 円の引き上げとなりました。なお、最高引き上げ額は徳島県の 84 円（896 円⇒980 円）となっています。

最低賃金の見直しは、時給計算の方だけでなく、月給制の方も忘れずに行ってください。

橋本会計お客様地域の最低賃金2024

番号	都道府県名	改定額	現状	引上げ額	改定予定年月日
1	岩手県	952	893	59	2024年10月27日
2	宮城県	973	923	50	2024年10月1日
3	秋田県	951	897	54	2024年10月1日
4	山形県	955	900	55	2024年10月19日
5	茨城県	1,005	953	52	2024年10月1日
6	栃木県	1,004	954	50	2024年10月1日
7	群馬県	985	935	50	2024年10月4日
8	埼玉県	1,078	1,028	50	2024年10月1日
9	千葉県	1,076	1,026	50	2024年10月1日
10	東京都	1,163	1,113	50	2024年10月1日
11	神奈川県	1,162	1,112	50	2024年10月1日
12	静岡県	1,034	984	50	2024年10月1日
	全国平均	1,055	1,004	51	

【月給の場合の最低賃金の確認方法】

$$\boxed{\text{1日の所定労働時間}} \times \boxed{\text{年間所定労働日数}} \div \boxed{\text{12か月}} = \boxed{\text{月の平均所定労働時間}}$$

$$\boxed{\text{月給}} \div \boxed{\text{月の平均所定労働時間}} = \boxed{\text{時間額}} \geq \boxed{\text{最低賃金額}}$$

対象となる月給は毎月支払われる基本的な賃金になりますが、①結婚手当など臨時の賃金、②賞与など1か月を超える期間ごとに支払われる賃金、③時間外勤務手当、④休日出勤手当、⑤深夜勤務手当、⑥精皆勤手当、通勤手当・家族手当などの賃金は除かれます。

資産承継

暦年贈与額の検討

生前の相続税対策として子や孫への暦年贈与を実施していくことは、一定の効果がありお勧めするところです。贈与税の基礎控除額は110万円で、1年間で受けた贈与の合計額がこれを上回ると贈与税負担が生じます。

しかし、将来の相続税負担を考慮すれば、財産の状況によっては年間110万円を超える贈与についても効果がでる可能性があります。

<贈与税率>

基礎控除110万円を引いた後の金額	特例贈与税率 (20歳以上の子や孫等に贈与した場合)	控除額
200万円以下	10%	
400万円以下	15%	10万円
600万円以下	20%	30万円
1000万円以下	30%	90万円
1500万円以下	40%	190万円
3000万円以下	45%	265万円
4500万円以下	50%	415万円
4500万円超	55%	640万円

基礎控除110万円を引いた後の金額	一般贈与	控除額
200万円以下	10%	
300万円以下	15%	10万円
400万円以下	20%	25万円
600万円以下	30%	65万円
1000万円以下	40%	125万円
1500万円以下	45%	175万円
3000万円以下	50%	250万円
3000万円超	55%	400万円

<相続税率>

課税対象額	相続税率
1000万円以下	10%
3000万円以下	15%
5000万円以下	20%
1億円以下	30%
2億円以下	40%
3億円以下	45%
6億円以下	50%
6億円超	55%

<年間贈与額 510 万円のケース (特例贈与税率) >

贈与税額 = 500,000 円 → $500,000 \div 5,100,000 =$ **実質税率 9.8%**

<年間贈与額 710 万円のケース (特例贈与税率) >

贈与税額 = 900,000 円 → $900,000 \div 7,100,000 =$ **実質税率 12.6%**

将来の相続時に相続税率が明らかに30%や40%を超える見込みがあるようであれば、上記の実質税率をみると500万円や700万円の贈与をすることにも効果があると分かります。

※ 7年間の生前贈与加算にご注意！

相続日より前7年間に実施した贈与財産額は、相続財産として課税される生前贈与加算の制度改正に注意が必要です。この期間にひっかかる時期の相続人(及び遺贈や生命保険金を受けた者)に対する贈与は効果がなかったこととなります。

贈与者の年齢によっては暦年贈与をストップし、生前贈与加算の対象外となる相続時精算課税制度による110万円以内の贈与に変更することも検討が必要です。